

事務連絡  
令和2年8月7日

各障害関係施設・事業所管理者様

京都府健康福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための手指消毒用エタノールの優先供給（8月分）について

京都府では、厚生労働省において構築された手指消毒用エタノールの優先供給のスキームを活用し、各施設からの要請量をもとに配布をしているところです。

今般、8月分の要請について照会がありましたのでお知らせします。

該当の施設・事業所（京都市内を除く。）におかれましては、下記の期限までに報告願います。

- 1 調査目的 備蓄を放出しても需要を賄うことができない医療機関等各種施設の手指消毒用エタノール（医薬品及び医薬部外品）の需要量を把握するため
- 2 調査報告期限 令和2年8月14日（金）午前 厳守
- 3 調査様式 別添のとおり
- 4 報告先 メール 京都府健康福祉部障害者支援課  
shogaishien@pref.kyoto.lg.jp  
FAXの場合は、(075) 414-4597
- 5 留意事項
  - ・今後1か月間で供給が追いつかない（不足が見込まれる）場合に提出をお願いします。
  - ・可能な限り事業所ごとに記入をお願いします。
  - ・項目ごとの字数制限等にご留意をお願いします。
  - ・供給量には上限設定がありますので、必要量を精査いただきますようお願いします。  
また、希望される量での配分とならないこともありますので、ご了解ください。
  - ・「数量」欄には必ず数値の記入をお願いします。

福祉サービス・障害児支援担当  
電話 (075) 414-4671 石川